

さいたま市告示第422号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定したので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、大宮区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	I 第 4 2 9 号 線	さいたま市南区太田窪五丁目 1613 番 16 地先 さいたま市南区太田窪五丁目 1609 番 8 地先	
2	J 第 5 0 4 号 線	さいたま市緑区道祖土四丁目 389 番 1 地先 さいたま市緑区道祖土四丁目 393 番 5 地先	
3	1 2 9 7 0 号 線	さいたま市大宮区大成町一丁目 1 番 7 地先 さいたま市大宮区桜木町二丁目 446 番地先	
4	2 2 6 2 1 号 線	さいたま市見沼区染谷二丁目 46 番 1 地先 さいたま市見沼区染谷二丁目 135 番地先	
5	3 2 9 7 9 号 線	さいたま市西区三橋六丁目 1879 番 3 地先 さいたま市西区三橋六丁目 1876 番 5 地先	
6	3 2 9 8 0 号 線	さいたま市西区大字指扇字下郷 1839 番 4 地先 さいたま市西区大字指扇字下郷 1835 番 12 地先	
7	4 5 1 2 号 線	さいたま市岩槻区府内二丁目 41 番 8 地先 さいたま市岩槻区府内二丁目 41 番 6 地先	
8	6 7 5 7 号 線	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下 2321 番地先 さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下 655 番 2 地先	